

「各種事務事業の取扱い」(その4)

12 福祉・保健・医療分科会(精神障害者等に対する福祉施策)

ページ	事務事業コード	各種事務事業	分類	調整方針案
58	020804	精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
59	020809	精神障害者デイサービス事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
60	020901	難病患者の在宅生活支援	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
61	020810	精神障害者交通費の助成	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、通院に係る交通費については、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。
62	020811	精神障害者地域交流事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
63	020805	精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
64	020808	精神障害者介護見舞金	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は精神障害者施策の充実に努めるものとする。
65	020902	難病患者の利用者負担金助成	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。
66	020902-1	難病患者の通院費助成	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとし、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	0 4	精神障害者ホームヘルプサービス事業
長岡市		中之島町		越路町			
<p>(1) 目的 精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るため家庭等にホームヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要なサービスを提供するもの。</p> <p>(2) 対象者 日常生活を営むのに支障があり、食事、身体の清潔の保持などの介助等が必要な者で、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害を支給理由とする年金たる給付を現に受けている者等</p> <p>(3) 内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週2回以内、1回は1時間30分未満</p> <p>(4) 費用負担 利用者負担、事業者への補助は国の要綱と同じ</p> <p>(5) 事業費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象者 同左</p> <p>(3) 内容及び派遣回数等 同左</p> <p>(4) 費用負担 同左</p> <p>(5) 事業費負担 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象者 同左</p> <p>(3) 内容及び派遣回数等 同左</p> <p>(4) 費用負担 同左</p> <p>(5) 事業費負担 同左</p>			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調整方針案
<p>(1) 目的 同上</p> <p>(2) 対象者 同上</p> <p>(3) 内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週2回以内、1回2時間を上限</p> <p>(4) 費用負担 同上</p> <p>(5) 事業費負担 同上</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象者 同左</p> <p>(3) 内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週1回、1回1時間</p> <p>(4) 費用負担 同左</p> <p>(5) 事業費負担 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象者 同左</p> <p>(3) 内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数上限なし</p> <p>(4) 費用負担 同左</p> <p>(5) 事業費負担 同左</p>			長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	0 9	精神障害者デイサービス事業
長岡市		中之島町		越路町			
(1)目的 精神障害者が安心して集い、仲間との交流や活動を通じて自信回復や社会参加の促進を図る。 (2)対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれと同等の障害があると認められる者。 (3)内容 市民センターの「障害者プラザ」を会場に週1回軽スポーツや創作活動、パソコン等を実施 (4)事業費負担 国 1/3 県 1/3 市 1/3		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 9 難病患者の支援	0 1	難病患者の在宅生活支援
長岡市	中之島町	越路町		
(1)目的 地域における難病患者に対して、居宅での療養生活を支援することにより、患者の自立と社会参加を促進する。 (2)対象者 日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする64歳までの者で、次の要件のすべてを満たす人 特定疾患調査研究事業の対象疾患患者又は、慢性関節リウマチ患者 症状が安定して在宅で療養可能と医師が判断した者 介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の対象とならない者 (3)内容 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業(ヘルパー派遣) ・難病患者等短期入所事業(7日以内) ・難病患者等日常生活用具給付事業(便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、電気式痰吸引器、車いす、歩行支援用具、意思伝達装置、ネプライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベット、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器) (4)事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課	題
なし	なし	なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月14日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 8 精神障害者の支援	1 0	精神障害者交通費の助成
長岡市	中之島町	越路町		
(1)目的 社会復帰施設等に通所する精神障害者の自立意欲を助長するため、通所に必要な交通費の一部を助成する。 (2)対象者 社会復帰施設等に通所している精神障害者保健福祉手帳所持者 (3)内容 授産施設、作業訓練所等の通所に係る交通費の1/2を補助する 上限額15,000円 (4)事業費負担 市10/10	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	(1)目的 精神障害者の社会復帰を促進するため、通院交通費の一部を助成する。 (2)対象者 精神障害を理由に専門医療機関に通院している者。 (3)内容 精神専門医療機関の通院に係る交通費を補助する 交通費の1/2を補助 上限額設定なし (4)事業費負担 村10/10	なし		長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、通院に係る交通費については、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	1 1	精神障害者地域交流事業
長岡市		中之島町		越路町			
なし	<p>(1)目的 家族や職員等に依存しがちな障害者本人が自分達で考え、行動できることを目標とする。また、自立し安定した生活ができるような援助をしていく中で、より地域社会になじんでいけることを目標とする。</p> <p>(2)対象者 在宅の精神障害者</p> <p>(3)内容 話し合い、調理実習、スポーツ大会など毎回本人たちと内容を決めている。その中で、地域のボランティアを交えて交流を図る時もある。</p> <p>(4)回数 年6回開催予定</p> <p>(5)運営費 家族会から10,000円の補助</p> <p>(6)事業費負担 町負担なし</p>	<p>(1)目的 在宅の精神障害者を対象に、集団活動を通じて仲間づくりや対人関係の改善をはかり、外出の場として社会参加の促進をはかることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 在宅の精神障害者</p> <p>(3)内容 調理実習・話し合い・季節行事・外出等</p> <p>(4)回数 月1回</p> <p>(5)運営費 町が全額負担</p> <p>(6)事業費負担 町 10/10</p>					
三島町		山古志村		小国町		課題	調整方針案
なし	なし	なし	なし	なし	なし	実施方法に地域性があり、直ちに統一することが難しい。	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	0 5	精神障害者短期入所事業
長岡市		中之島町		越路町			
(1)目的 居宅の精神障害者を介護する者が、疾病その他の理由により、居宅において精神障害者を一時的に介護することが困難となった時に、介護者の福祉の向上を図る。		長岡市に同じ		長岡市に同じ			
(2)対象者 市内に住所を有する在宅の精神障害者							
(3)内容 ショートステイ施設 サンスマイル 1回につき7日間以内の利用。							
(4)費用負担 本人 1,550円 (1日)							
(5)事業費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4							
三島町		山古志村		小国町		課 題	
長岡市に同じ		長岡市に同じ		長岡市に同じ		調整方針案 県の制度であり、調整不要。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	0 8	精神障害者介護見舞金
長岡市		中之島町		越路町			
なし		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
なし		なし		<p>(1) 目的 精神障害者と同居して介護に当たっている者に対し、介護見舞金を支給し健全な在宅療養に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 小国町に住所を有する在宅者で、入院が6ヶ月未満の精神障害者を介護している者。 申請には、医師の証明が必要。 年1回現況届(障害の程度及び入通院の状況)を提出。</p> <p>(3) 内容 障害の程度により、 3,000円～18,000円の6ランクで支給。</p> <p>(4) 事業費負担 町10/10</p> <p>(5) 窓口 福祉保健課保健係</p>		<p>廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は、精神障害者施策の充実に努めるものとする。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	2 障害者福祉	0	9 難病患者の支援	0	2 難病患者の利用者負担金助成
長岡市		中之島町		越路町			
なし		なし		なし			
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
なし		なし		<p>県特定疾患研究事業により療養に要した費用の個人負担分を助成することにより医療費の負担軽減を図る。</p> <p>(1) 対象者 町に住所を有し、特定疾患治療研究事業の適用を受けている者</p> <p>(2) 内容 助成額は療養に要した自己負担額のうち、一部負担金に相当する額</p> <p>(3) 手当額 通院 2,000円限度/月 入院 14,000円限度/月</p> <p>(4) 事業費負担 町 10/10</p>		<p>廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月14日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 9 難病患者の支援	0 2 - 1	難病患者の通院費助成
長岡市	中之島町	越路町		
なし	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	<p>(1)目的 難病により長期間通院治療を要する場合に通院費の一部を助成することにより福祉の増進に寄与する。</p> <p>(2)対象者 難病指定を受け通院を必要とする者。なお、1人で通院が困難なときは介護者1人を助成の対象とすることができる。</p> <p>(3)助成額 自宅から病院までの通院費用額以内で予算の範囲内とする。 介護者の助成額は半額以内で加算する。</p>		<p>廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとし、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は、国の居宅生活支援事業に基づき難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。</p>